公　示　日　：2021 年 9 月 22 日(水)
調達管理番号：21a00637
国　　名　　：カンボジア国
担 当 部 署 ：地球環境部環境管理グループ第一チーム
調 達 件 名：カンボジア国カンボジアにおける大気汚染リスク管理プラットフォームの構築（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2021 年 11 月中旬から 2022 年 2 月上旬
（２）　業務人月：現地　0.70、国内　0.50、合計　1.20
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2021 年 10 月 13 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知　：2021 年 10 月 26 日(火)　までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

カンボジアでは、急速な都市化や経済発展に伴い、環境基盤の整備不足に起因する様々な健康リスクが懸念されており、5 カ年政策である「国家戦略開発計画: Royal Government of Cambodia, National Strategic Development Plan (NSDP)」（2019-2023） においても、国家方針の重要な柱として「経済発展と環境保全の両立」が掲げられている。

これまでカンボジアの環境管理分野における我が国の協力は、主に水環境改善に資する事業を優先的に取り組んできたが、近年、道路交通量の急激な増加や、無秩序な野焼きに加え、周辺国からの越境汚染等による大気汚染の悪化が進行し、国民の関心と危機感も高まりつつある。こうした状況において、当国政府にとって、大気汚染対策、とりわけ健康リスク評価の体制構築は喫緊の課題となっている。

こうした状況を背景に、カンボジア政府はカンボジア工科大学を自国側研究代表機関（C/P 機関）とし、金沢大学を日本側研究代表機関とした「カンボジアにおける大気汚染リスク管理プラットフォームの構築」（地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS)）（以下「本プロジェクト」と記す）を我が国に要請し

た。

本プロジェクトでは大気汚染リスク管理プラットフォームを先端的データ・環境分析・リスク管理の核として組織化することで、カンボジアにおける大気汚染管理の基盤整備を行う。さらには、将来的な大気汚染対策に関する指針及び健康リスク低減策の提案・実施に向けた人材育成、技能開発をすることで、信頼性の高い環境情報の提供・管理と、対策を自立的・継続的に実施できる体制の基礎を構築する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの主旨・目的・制度及び技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員の JICA 職員等と協力・協議・調整しつつ、評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理し、分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2021 月 11 月中旬）

① 要請背景及び内容を把握（要請書・関連する事務所調査等の報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。

② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討するとともに、既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。

③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。

④ 相手国関係機関への質問票（案）を作成する。なお、質問票を事前にカンボジア側に配布する場合には、JICA担当部署と相談の上、JICAカンボジア事務所を通じて配布する。

⑤ PDM(Project Design Matrix)（案）（和文・英文）、PO(Plan of Operation)（案）（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

⑥ 評価 6 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を他の調査団員等と協議の上、必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程（案）の作成に協力する。

⑦ JICA 職員が作成する、対処方針（案）（和文）、Minutes of Meeting(M/M)（案）（英文）、Record of Discussions(R/D)（案）（英文）の作成に協力する。

⑧ JICA 地球環境部が企画する団内勉強会や対処方針会議に参加し、対処方針会議に関しては協議結果の取りまとめに協力する。

（２）現地派遣期間（2021年12月上旬～2021年12月下旬）

① JICAカンボジア事務所等との打合せ・ C/P機関との協議に参加し、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。

② プロジェクト関係者に対して、PDM及びPOの概要説明を行う。また、必要に応じてPDMの構成項目の関連性やモニタリング指標、PO、本事前評価の評価手法について説明を行う。

③ プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。

ア）要請背景・要請内容

イ）カンボジアの大気汚染にかかる政策・上位計画と本プロジェクトの位置づけ

ウ）カンボジア側実施機関及び関係機関・省庁の連携状況、組織体制、人員、予算、研究/政策課題・教育/人材育成内容、実務の内容と役割

エ）当該分野に係る実施機関、関連機関の過去の調査・研究実績

オ）基本統計情報、既存資料、関連法令情報等

カ）ドナー等の関係機関の動向や国際的な枠組み（国連やその他機関が掲げている国際的目標やイニシアティブ、相手国が採択しているもしくは批准を目指す国際的な規範や基準）との関連性・整合性

キ）現地機関・企業による独自研究の動向

ク）カンボジア及び周辺国での我が国の大気環境分野における協力効果の発現状況

ケ）気候変動緩和策やカンボジア NDC [1]との関連性・整合性

コ）大気汚染に係る男女別に異なる影響の受け方やニーズ、カウンターパート機関や関連の大気汚染管理に関わる関係者の職員における女性の割合及び意思決定に女性が関わる割合[2]

---

[1] カンボジア NDC (2020)https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/Cambodia%20First/20201231_NDC_Update_Cambodia.pdf

[2] 調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。
①プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
②ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を 検討する。
③ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

サ）プロジェクト実施に係る先方負担事項

④国内準備並びに上記①～③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びカンボジア側 C/P等とともに評価6項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）（和文）の取りまとめに協力する。

⑤ 調査結果や他団員及びカンボジア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、国内準備期間に作成したPDM及びPO（案）（和文・英文）の修正・取りまとめに協力する。

⑥ 現地調査結果のJICAカンボジア事務所等への報告に参加する。

⑦ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。

⑧ 調査全体の情報収集の取りまとめに協力する。

（３）帰国後整理期間（2022 年 1 月中旬）

① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 項目の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）を作成し、その取りまとめに協力する。

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）（和文）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

2022 年 1 月 20 日(木)までに提出。

次の①～④を添付し、電子データにて提出すること。

① 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（和文）

② 事業事前評価表（案）（和文）

③ 調査における面談議事録・収集資料一式

④ PDM・PO（案）（英文・和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。

ただし、コロナ禍により直行便がない場合は、他の航路について発注者と協議し決定する。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現時点では、現地業務期間は 2021 年 12 月 5 日～12 月 25 日（11 月 20 日のフライトで渡航し、カンボジア到着後 14 日間の隔離後、現地業務開始）を予定しています。新型コロナウイルスに関連して、公示時点でカンボジア入国時には 14 日間の隔離期間が必要です。

カンボジア政府の防疫措置により渡航者個人による手配等が必要となる事項については、「③便宜供与内容」に記されている事項であっても、業務従事者に対応をお願いすることがあります。また、帰国後については日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 研究代表(研究者代表)

エ） 研究主幹（JST）

オ） オブザーバー（JST）

カ） 評価分析（本コンサルタント）

なお、上記団員うち現時点で研究代表及び JST はオンラインにて参加予定。

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査

期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ）　通 訳 傭 上：英語⇔クメール語の通訳を提供

オ）　現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

カ）　執務スペースの提供：カンボジア事務所内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２）　参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ第一チーム代表アドレス（gegdm@jica.go.jp）から配布します。配布を希望される方は代表アドレス宛てにメールをお送りください。

・要請書(英文)

② 本業務に関する以下の資料がJICA等のウェブサイトで公開されています。

・2021年度SATREPS新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/press/2021/20210520_41.html

・研究課題の概要

https://www.jst.go.jp/pr/info/info1510/pdf/info1510.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行う

とともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期や実施方法（遠隔調査含む）等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上